

# 学校いじめ防止基本方針

香取市立佐原小学校  
令和4年4月 改定

## 1 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

いじめは重大な人権侵害であり、いかなるもの（形態）であっても許されない。学校は全職員が一丸となって、いじめの防止、早期発見、発生時の適切な対処に努め、また、何人もそれを見て見ぬふりをすることは許されない。また、学校は、児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、正確でいいないな対処を行っていく。

## 2 いじめの形態（具体的な内容）

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話、SNS、オンラインゲーム等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

### 《留意点》

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば、いじめと認知して対応する。
- ・1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して対応する。

（参考） 文部科学省 平成30年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

千葉県・千葉県教育委員会 千葉県いじめ防止基本方針（最終改定 平成29年11月15日）

## 3 いじめ防止推進委員会の設置と校内体制

生徒指導部会を中心としたいじめ防止推進委員会（生徒指導推進委員会）を設置し、以下の取組を実施する。

- （1） 学校いじめ防止基本方針を策定する。
- （2） 学校いじめ防止基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を実施する。
- （3） 「いじめの未然防止」「早期発見」「いじめへの対処」等に関する職員研修を企画・運営する。
- （4） 学校におけるいじめの相談・通報の窓口となる。
- （5） いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る。
- （6） いじめの疑いに関する情報があつた時の緊急処の方針の決定と家庭や地域との連携・協働を図る。
- （7） 構成員は、生徒指導推進委員会を基本とする。（1）の基本方針の策定に際しては保護者等地域の代表も構成員とし、また（6）の緊急処に際しては関係職員や必要に応じてスクールカウンセラーをメンバーとする等、柔軟に定める。

## 4 いじめ防止のための方針

- （1） 人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にする心を育むことによって、いじめの防止・早期発見に努める。

- (2) 児童のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間関係づくりを推進する中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (3) 発達の段階に即した確かな児童理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のある組織的な指導の中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (4) 学校全体での暴力・暴言の排除、過度な競争意識や勝利至上主義等、児童のストレスを高くする指導を見直す中で、いじめの防止に努める。
- (5) 学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの早期発見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にその指導にあたる。

## 5 具体的な取組

### (1) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童を対象に、以下のようにいじめの未然防止に取り組む。

#### ア いじめ防止に向けた取組の年間計画等の作成と見直し

- ・学校いじめ防止等年間計画の作成と年度末における見直し
- ・教師用のチェックリストの作成と活用

#### イ 道徳教育及びいのちを大切にするキャンペーン等の充実

- ・全教育活動を通じた、道徳教育の推進
- ・児童会活動等、児童の自発的な活動の展開
- ・豊かな人間関係づくり実践プログラムの推進
- ・互いを認め合う心情の育成（学級活動、朝・帰りの会の充実「今日のキラリさん」など）
- ・自然体験や宿泊体験、職場体験等の推進
- ・人権教育等の推進（児童、職員共に人権教育啓発ビデオなどを視聴する機会を設定する、人権教室の実施など）
- ・読書活動の推進（朝の読書、職員による読み聞かせ、図書委員会による図書まつり、ブックトークなど）

#### ウ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進

- ・情報モラル教育やサイバー教室による未然防止の推進

#### エ 職員研修の推進

- ・職員会議でのいじめ防止の共通理解（生徒指導推進委員会での協議→職員会議）
- ・いじめの防止等に関する事例研修の実施（年度始めに全体研修で学校の方針を共通理解）
- ・生徒指導の機能を重視した分かる授業の展開（学習のきまりなどの全校における共通理解）
- ・職員による児童を傷つける発言等や体罰根絶に向けた研修の実施

#### オ 保護者や地域住民等への啓発活動

- ・いじめ防止対策推進法の家庭・地域への周知
- いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm)

- ・リーフレット「学校・家庭・地域が一体となったストップいじめ」の配付
- ・リーフレット「今こそ『いじめゼロ』を目指して」の配付
- ・「いじめゼロ宣言」の児童会（学級）での採択と周知（イエローリボン）
- ・道徳の授業の授業参観での実施

#### カ その他

- ・学校全体で暴力行為や暴言を排除する意識をもつ。
- ・部活動指導等において、過度の競争意識、勝利至上主義とならないようにする。
- ・長期休暇前には、相談の仕方や相談窓口など、児童へSOSの出し方教育を行う。

### (2) 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを教職員は認識し、以下のようにいじめの早期発見に努める。

#### ア 早期発見のための措置

- ・日常的な一人一人への言葉掛け

- ・日記や「個人ノート」「生活ノート」等の活用
- ・始業前・昼休み・給食・放課後等授業時間外での児童の人間関係の観察
- ・電話連絡や家庭訪問等、保護者との日頃からの連携
- ・いじめ等児童の悩みのアンケート調査（青空レター）実施（年4回）
- ・保護者を対象とした定期的ないじめに関する情報収集（年2回：個別面談と学校生活アンケート）
- ・定期的な教育相談の実施（年4回：青空レター実施直後）

#### イ 相談体制の整備

- ・児童と職員の豊かな人間関係の構築
- ・保健室やスクールカウンセラー相談室等の相談機能の充実
- ・相談箱（青空ポスト）の設置
- ・いじめについて「話す勇氣」の指導（学級活動・道徳など教育活動全体において）（個人的には日記なども活用する）
- ・児童の相談記録等、情報の職員による共通理解
- ・保護者や地域住民等から学校へのいじめ等の情報の連絡先 **学校電話番号 52-2044**  
担当：教頭・生徒指導主任・養護教諭・学年主任及び担任  
（参考） 香取市ほっとダイヤル **電話番号 50-1288**

#### （3） いじめに対する対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、一人で抱え込まず、「いじめ発生時の対応マニュアル」に従って、組織的に対応する。

#### <以下概要>

##### ア いじめの認知

- ・いじめの疑いについての初期情報の把握  
保護者や地域住民等からの相談先 **学校電話番号 52-2044**

##### イ 初期対応

- ①いじめ防止推進委員会で初期対応の方針の決定
- ②教育委員会への報告と連携
- ③いじめられている児童及びその保護者への方針説明
- ④事実関係を明確にする調査
- ⑤初期支援（指導）

##### ウ 二次対応

- ①情報整理と具体的な指導・支援体制の確立（全職員での共通理解）
- ②保護者への報告と支援・助言
- ③ケース会議の実施

##### エ 長期対応

- ①関係児童の心のケア
- ②再発防止に向けた継続的な支援・指導・助言

##### オ 重大事態発生時の関係機関との連携

（参考） 重大事態とは（いじめ防止対策推進法・第28条より）

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたという疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
（校内における報告・連絡体制）

発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長→香取市教育委員会

※児童・保護者からいじめの重大事態についての申し立てがあった場合も含める。

#### 6 その他

- ①学校いじめ防止基本方針をホームページにて公開する。
- ②学校いじめ防止基本方針は、毎年度、学校評価等を活用し見直す。
- ③その他、いじめの防止等に関する措置を講じる。